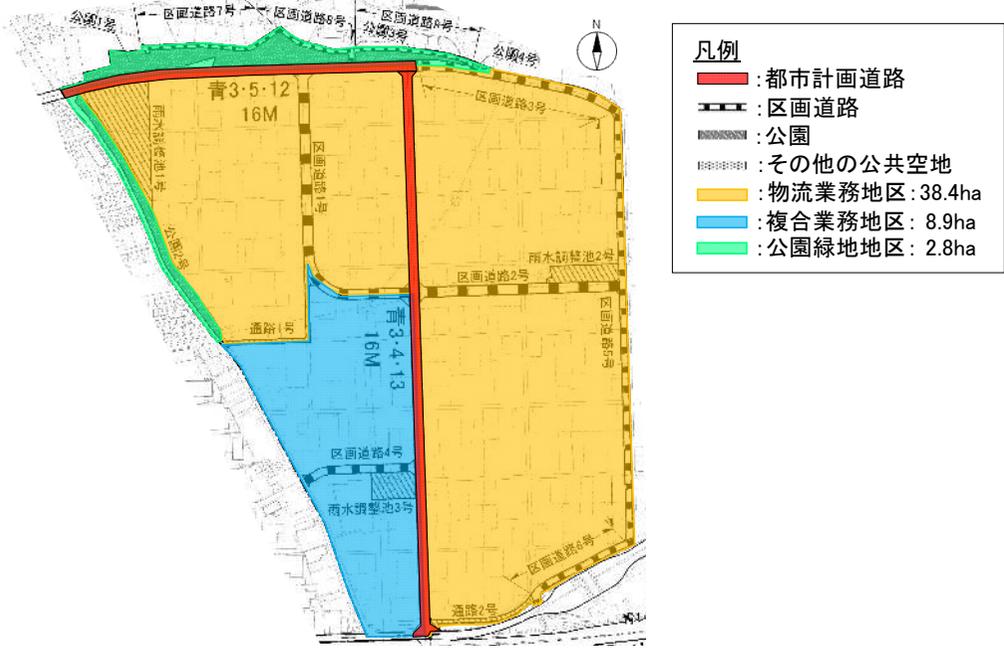


青梅インターチェンジ北側地区地区計画の変更概要について

1 地区計画の概要

- 位置：今井2丁目、4丁目、5丁目各地内
- 面積：50.1ha
- 都市計画決定経緯
 - ・令和5年8月 都市計画決定（当初）
 - ・令和7年3月 都市計画決定（第1回変更）
 （変更内容）通路1号の既設水道管撤去に伴う通路形状の一部変更
- 上位計画等
 - 「多摩部19都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（令和3年3月）」
 - 「青梅市都市計画マスタープラン（平成26年5月）」
 - 「青梅市緑の基本計画（平成26年5月）」
 - 「東京都西南部の流通業務施設に関する整備方針（平成20年5月）」
- 主な地区整備計画

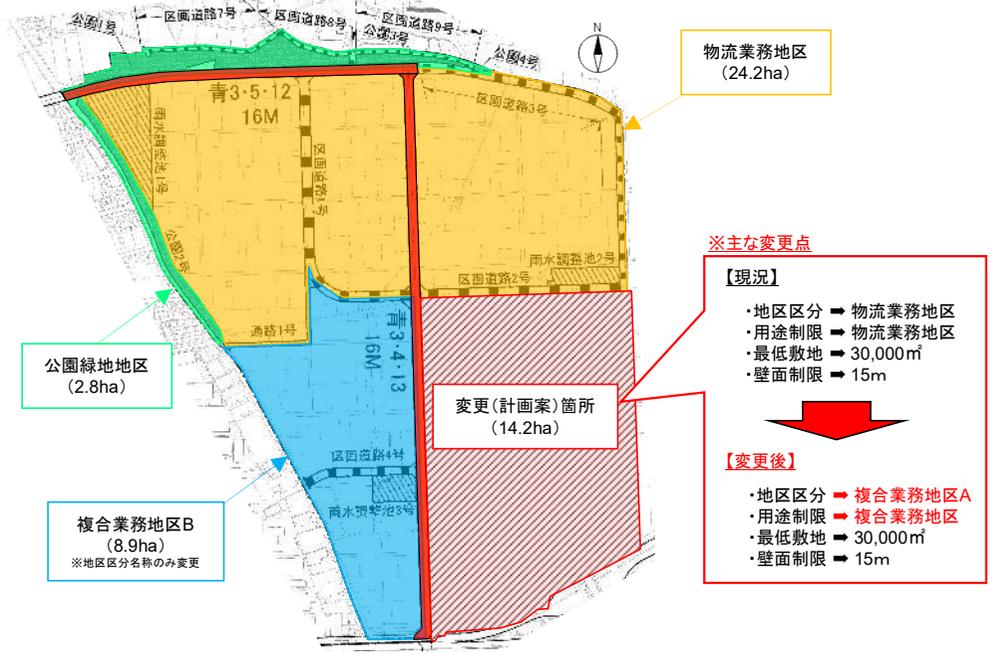


凡例

- : 都市計画道路
- : 区画道路
- : 公園
- : その他の公共空地
- : 物流業務地区: 38.4ha
- : 複合業務地区: 8.9ha
- : 公園緑地地区: 2.8ha

地区の区分	建築物等の用途の制限
物流業務地区	物流業務の用に供する工場・事務所、倉庫、店舗・飲食店（5,000㎡以下）、展示場（10,000㎡以下）、自動車車庫、自動車修理工場、保育所、診療所、公益建築物（老人福祉センター、児童厚生施設等は不可）
複合業務地区	工場、事務所、倉庫、店舗・飲食店（5,000㎡以下）、展示場（10,000㎡以下）、自動車車庫、自動車修理工場、保育所、診療所、公益建築物（老人福祉センター、児童厚生施設等は不可）
公園緑地地区	農産物直売所、農家レストラン（2階以下）、農産物を生産・出荷・貯蔵等するための工場、公共建築物（老人福祉センター、児童厚生施設等は不可）

2 地区計画の変更概要（計画案）



- ※主な変更点
- 【現況】
- ・地区区分 → 物流業務地区
 - ・用途制限 → 物流業務地区
 - ・最低敷地 → 30,000㎡
 - ・壁面制限 → 15m
- ↓
- 【変更後】
- ・地区区分 → 複合業務地区A
 - ・用途制限 → 複合業務地区
 - ・最低敷地 → 30,000㎡
 - ・壁面制限 → 15m

3 今後のスケジュール（予定）

